

瑞穂町避難行動要支援者制度について

1 「避難行動要支援者制度」とは？

大規模な災害が発生した際に、高齢の方や障がいのある方などのうち、特に避難支援が必要な方を「避難行動要支援者」といい、こうした方々の名簿（避難行動要支援者名簿）を災害前に作成しておき、日ごろからの防災活動や災害時の避難支援などに役立てる制度です。

2 「避難行動要支援者名簿」とは？

- ① 避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、災害対策基本法（同法第四十九条の十）に基づき、町の地域防災計画で定めています。
- ② 名簿に記載されている対象者の情報（名簿情報）は、「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「連絡先」、「避難支援等を必要とする理由」などです。
- ③ 名簿情報は、本人の同意があれば、災害の発生前に必要な範囲内で町内会・自治会、社会福祉協議会、警察、消防などの避難支援等関係者へ配布され、日ごろからの防災活動や、災害時の避難支援などに生かされます。
- ④ 名簿情報の事前配布に対する同意を得ていない場合であっても、大規模災害時などには必要な範囲内で、名簿情報が避難支援等関係者に提供されます。

3 名簿登録の「対象者」は？

町内在住で、次のいずれかに該当する在宅の方が名簿登録の対象者です。（施設入所の方、長期入院の方は除きます。）

- ① 身体障害者手帳1級または2級の方
- ② 愛の手帳（療育手帳）1度または2度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ④ 難病指定を受けている方で避難するための支援が必要な方（ほぼ全ての介助が必要な方または歩行で介助が必要な方）
- ⑤ 介護保険制度の要介護3以上の方
- ⑥ 75歳以上のみで構成する世帯の方
- ⑦ その他避難について支援が必要と町長が認めた方



▶この制度は、地域の助け合いが重要となっています。日頃らご近所や町内会・自治会の方々などとあいさつを交わすなど気軽に話ができる関係づくりや交流を深めていきましょう。

裏のページもご覧ください。



4 名簿情報を提供する機関「避難支援等関係者」とは？

次の機関の方々を「避難支援等関係者」といいます。

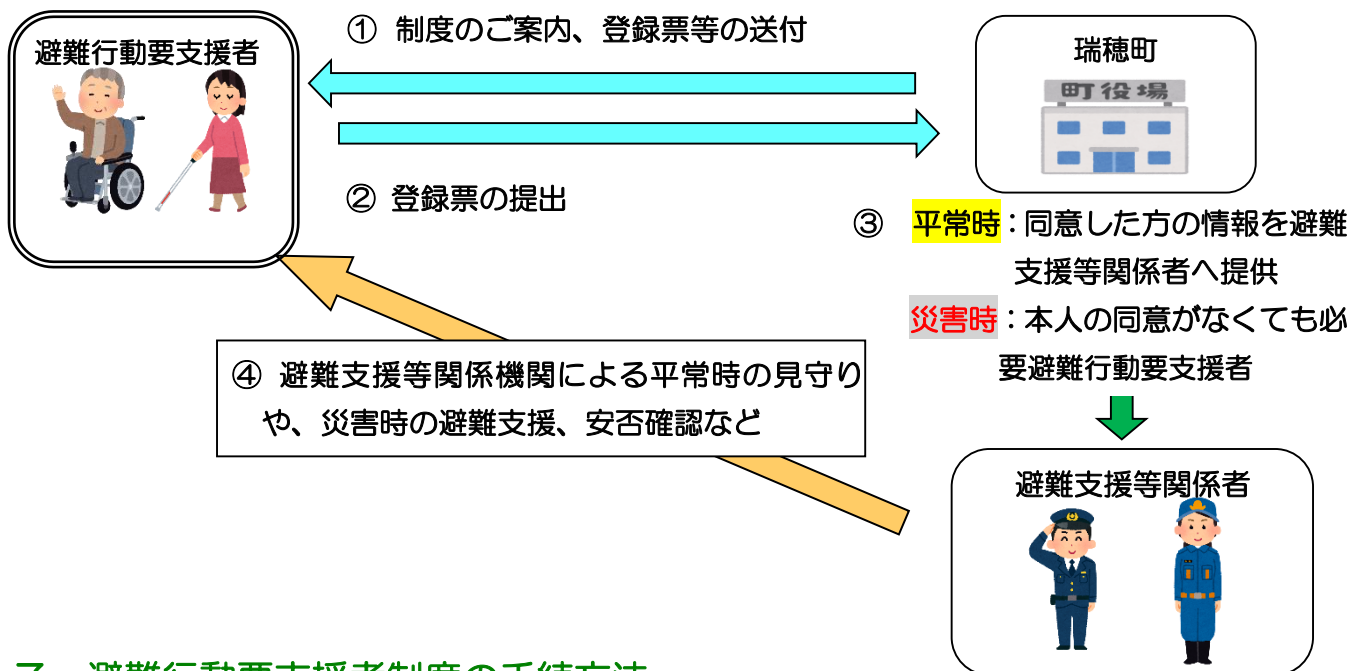
- 福生警察署 ●福生消防署 ●民生・児童委員 ●自主防災組織
- 瑞穂町社会福祉協議会 ●消防団
- そのほか避難支援などの実施に関して町長が必要と認める関係者

5 「避難支援等関係者」が行う主な避難支援の内容は？

- ▶ 平常時の声掛けや、防災情報の提供など
- ▶ 災害時の安否確認や、避難誘導（付き添いや介助）など

※ 避難支援等関係者が行う避難支援は、可能な範囲で行うもので、必ず避難支援が受けられることを保証することや、法的な義務および責任を負うものではありません。

6 制度のイメージは？



7 避難行動要支援者制度の手続方法

必要事項を記入して下記までご提出ください。

※ 上記の登録票による同意の意思について、変更のお申し出がない限り自動継続となりますので再度提出の必要はありません。なお、住所や自身の状況等に変更が生じた場合またはご不明な点がございましたら、下記の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先：〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335
福祉課 障がい者支援係 : 電話 557-0574
高齢者福祉課 高齢者支援係 : 電話 557-7623

